

# 美山支所からのお知らせ

## 旧町営バス（美山町営バス）回数券の 引換えについてのお願い

旧町営バスの回数券をお持ちの方は、南丹市発足以降は新しい回数券との引換えに限り（定期券との換算は不可）現金換算をして引換えをさせていただきます。

大変恐れ入りますが、この引換え期間は3月31日をもって終了とさせていただきます。旧の回数券をお持ちの方は、お忘れのないよう期間内に引換えをお願いします。

引換えは美山支所・地域総務課並びにバス事務所または、各振興会までお願いします。

ご協力よろしくをお願いします。



◇ 問合せ先 美山支所地域総務課 ☎68-0040・南丹市営バス美山事務所☎75-1666

## 介護保険認定者に対する所得税法等の 取扱いについて

～障害者控除対象者認定書交付のお知らせ～

所得税法等による扶養控除及び障害者控除については、知的障害者の判定を受けた方や身体障害者手帳の交付を受けた方や身体障害者手帳の交付を受けた方以外の方でも、市長村長がこれらに準ずると認めた場合には身体障害者等と同様の控除が受けられることになっています。

南丹市におきましても、申請にもとづき障害者控除対象者の認定を行いますので、65歳以上の方が下記の基準に該当し、控除対象者認定書の交付が必要な場合は手続きをしてください。

- \* 「障害者」の認定・・・「要介護1以上で、認知症があり日常生活に誰かの注意が必要」又は「要介護1以上以上で、日常生活が自立できず外出に介助が必要」
  - \* 「特別障害者」の認定・・・「要介護4以上で、認知症により日常生活に支障をきたすような行動が夜間にも見られ介助が必要」又は「要介護4以上で、介助を必要とし日中もベッド上での生活が主体」
- 認定申請は、美山支所健康福祉課又は各振興会に備え付けの所定の用紙により行ってください。要綱にもとづいて適否を決定し、その結果を文書で通知致します。

◇ 問合せ先 美山支所健康福祉課 ☎68-0041